

# 池袋児童村小学校における教育課程づくりと保護者の参加

— 「緑会」と「母の会」の活動を中心として —

水 崎 富 美

## はじめに

本研究は、1924年に開校した私立池袋児童の村小学校の教育課程、特にいわゆる訓練の領域で行われた教科外の活動と保護者の役割を、男女の関係性という視点から明らかにする。池袋児童の村小学校は教育の世紀社を活動母体とし、都市に新たな共同体、社会の形成を求めた実験的な学校である。この学校は、当時の公立小学校にみられた規律的・管理・干渉的な教育を批判し、新たな教育課程・教育方法、保護者の学校への関わりを追求した。周知の通り、池袋児童の村小学校の教育実践には教師、野村芳兵衛らの生活教育派と野口援太郎らを中心とする自由教育派の二つの流れがあるとされる。本稿では、最後まで池袋児童の村小にとどまり、実践を展開していった生活教育派について考察をおこなう。

池袋児童の村小学校および実践の実質的なリーダーであった野村芳兵衛については、これまで多くの研究がなされてきている。しかしながら、いわゆる教科以外の活動とみられる領域の実際について、また、それを支える保護者の活動内容の実際については十分に明らかにされてきたとはいえない<sup>1)</sup>。また、池袋児童の村小学校に限定されない一般の学校の教科外の実動向については、山本信良・今野敏彦が『大正・昭和教育の天皇制イデオロギーⅡ 学校行事の軍事的・擬似自治的性格』において明らかにしている。しかしながら、そこでは男と女の関わり方については焦点化されていない。また、保護者の学校への関わりについては、天野正輝が、「第三次小校令期の教授・訓練と教育評価」において、1900年前後以降に学校と家庭との連絡をはかるという課題が重視されるに至ったこと、教員と父母が懇談する父兄懇談会や母姉懇談会、巡回懇話会、児童嬢方懇談会等が、1890年代後半には一般におこなわれるようになったこと、そして、その背景についてふれている<sup>2)</sup>。しかし、実際の活動内容、家庭と学校の関

係、男女の役割については考察されていない。また、学校における「母の会」に関する研究には、玉井一美の「昭和戦前・戦中期の『母の会』の実践—PTA発足前における親の教育参加—」がある<sup>3)</sup>。ここでは、「母の会」の実際の活動内容を明らかにすることが課題とされており、1930年代の東京市の小学校の「母の会」について、保護者が主体となって組織したものと、教師が主導して設立したものがあったことを明らかにしている。しかし、実際の活動内容については、保護者主体のものに関しては、区教育史と当時の『東京市立小学校後援会調査報告』から、「母の会」が「経済的後援以外の労力奉仕という形態もとっていた」こと、たとえば運動会での受付案内、低学年の世話、子どもと一緒に行事を作りあげるようなものになっていたという指摘をするとどまっている。そして、教師主体のものに関しては当時の小学校校長である久保田亀造の『国民学校母の会の実践』（1941年）をもとに、「母の会」の設立の経緯、組織についての概略が示されているにすぎない。したがって、学校での実際の活動内容や学校と家庭との関係、また父と母の担っていた役割、男女の関係性については十分に明らかにされていない。

本研究では池袋児童の村小学校の生活教育派の教科外の活動と保護者の学校への参加の実際、男女の関わり方、男女の関係性について、野村の著作および子どもたちの新聞、学校新聞等の資料を通して明らかにする。そして、今日必要とされる教育課程づくりと保護者の参加のあり方、父と母の学校への関わり方を検討するための手がかりを得たい。

## 1 池袋児童の村小学校の教科外の活動内容 — 男女の行事への関わり方 —

池袋児童の村小の教科外の教育課程は拙稿で明らかにしたように、「夜の会」・「運動会」・「夏の

学校」など様々なものがあり、主として子どもたちが中心になって行われていた。これらの活動は、野村芳兵衛のいうところの「協働体」の形成ということが強調され、教科外活動において最も子どもたちが重視したのは、会を行うための様々な仕事为抓手り出来たか、働けたかということであった<sup>4)</sup>。この「協働体」の形成、働くという考え方は、子どもたちのみならず、保護者たちの学校参加の基本的な姿勢でもあった。以下、教科外の活動、保護者の学校への参加の順に考察し、最後に野村の思想的背景と関連させながら検討を行う。

資料1に示したのは、公立小学校での学芸的な行事の一つである「唱歌会」のプログラムである。これを見ると、「君が代」を除いて混声で歌うことはなく、男女別であること、また女子と男子では曲目に違いがあることが注目される。男子には労働、出陣、進軍、軍など、女子には四季、風景、旅などに関係するものが曲目となっている<sup>5)</sup>。性別によって男女の役割が別れ、各々が異なる感性的世界を持つように訓練がなされているといえる。

156	
第三回唱歌会の次第（開智部）大正九年度	
「唱歌会」次第（開智部）大正九年度	
（協働版）	
3-1T-1-1	
第一部	一、君が代 一同合唱
	二、開会の辞 尋四女
	三、鐘中在 尋四女
	四、漁業の歌 尋六男全体
	五、ロップキ山の吹雪 尋六女一六
	六、神功皇后 尋四男
	七、出陣（松島） 尋五女全体
	八、独唱（松島） 尋六女中三、四
	九、帝國青年 尋二男全体
	一〇、旅愁 尋五女一五
	一一、豊臣秀吉 尋五男全体
	一二、虹 尋三女折井
	一三、曉景、凱旋 尋三女全体
	一四、吉野山 尋六女
	一五、ピアノ、箏、合奏 尋六女
	一六、千鳥の曲 職員、生徒
	一七、閉会の辞 一同合唱
第二部	一、森のぶくたい 尋三女
	二、天兵無敵 尋一男一、二
	三、冬の夜月 尋五女
	四、雪化粧 尋五男
	五、ゆめ、夏野 尋二男
	六、独唱、春の歌の草 職員
	七、夕鐘 尋六女一七
	八、進軍 尋六男
	九、臘月夜 尋一女全体
	一〇、クワン 尋五男
	一一、独唱（常吉島） 尋一女竹内
	一二、軍歌の歌 尋一男全体
	一三、星、故郷の廃家 尋三女全体
	一四、雪合戦 尋二男全体
	一五、舌切雀 尋五、六女
	一六、ピアノ、箏、合奏（六段の調） 職員、生徒
	一七、閉会の辞 一同合唱

資料1 長野県松本市小学校 開智部 「第三回唱歌会の次第」1920年度

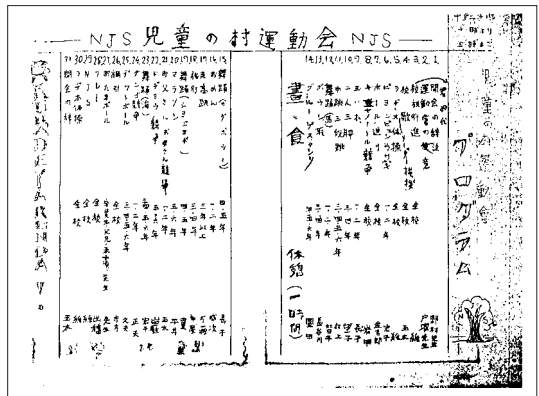
同様のことは、運動会のプログラムにおいても指摘できる。資料2は長野県松本市の学校の運動会プログラムである<sup>6)</sup>。運動会の種目への参加形態は、男女によって区分されている。また、種目内容についても「騎兵衝突」（尋四男）や「鬼退治」（尋二男）、「仕度競争」（高一二女）のように男子は戦闘的な内

容、女子は生活の雑務や世話に関連した内容であり、性別による役割区分が明らかになっている<sup>7)</sup>。

大正九年度 秋季大運動会要項	
開会式	
閉会式	
一、開会式	尋三男
二、開会式	尋三男
三、開会式	尋三男
四、開会式	尋三男
五、開会式	尋三男
六、開会式	尋三男
七、開会式	尋三男
八、開会式	尋三男
九、開会式	尋三男
一〇、開会式	尋三男
一一、開会式	尋三男
一二、開会式	尋三男
一三、開会式	尋三男
一四、開会式	尋三男
一五、開会式	尋三男
一六、開会式	尋三男
一七、開会式	尋三男
一八、開会式	尋三男
一九、開会式	尋三男
二〇、開会式	尋三男
二一、開会式	尋三男
二二、開会式	尋三男
二三、開会式	尋三男
二四、開会式	尋三男
二五、開会式	尋三男
二六、開会式	尋三男
二七、開会式	尋三男
二八、開会式	尋三男
二九、開会式	尋三男
三〇、開会式	尋三男
三一、開会式	尋三男
三二、開会式	尋三男
三三、開会式	尋三男
三四、開会式	尋三男
三五、開会式	尋三男
三六、開会式	尋三男
三七、開会式	尋三男
三八、開会式	尋三男
三九、開会式	尋三男
四〇、開会式	尋三男
四一、開会式	尋三男
四二、開会式	尋三男
四三、開会式	尋三男
四四、開会式	尋三男
四五、開会式	尋三男
四六、開会式	尋三男
四七、開会式	尋三男
四八、開会式	尋三男
四九、開会式	尋三男
五〇、開会式	尋三男
五一、開会式	尋三男
五二、開会式	尋三男
五三、開会式	尋三男
五四、開会式	尋三男
五五、開会式	尋三男
五六、開会式	尋三男
五七、開会式	尋三男
五八、開会式	尋三男
五九、開会式	尋三男
六〇、開会式	尋三男
六一、開会式	尋三男
六二、開会式	尋三男
六三、開会式	尋三男
六四、開会式	尋三男
六五、開会式	尋三男
六六、開会式	尋三男
六七、開会式	尋三男
六八、開会式	尋三男
六九、開会式	尋三男
七〇、開会式	尋三男
七一、開会式	尋三男
七二、開会式	尋三男
七三、開会式	尋三男
七四、開会式	尋三男
七五、開会式	尋三男
七六、開会式	尋三男
七七、開会式	尋三男
七八、開会式	尋三男
七九、開会式	尋三男
八〇、開会式	尋三男
八一、開会式	尋三男
八二、開会式	尋三男
八三、開会式	尋三男
八四、開会式	尋三男
八五、開会式	尋三男
八六、開会式	尋三男
八七、開会式	尋三男
八八、開会式	尋三男
八九、開会式	尋三男
九〇、開会式	尋三男
九一、開会式	尋三男
九二、開会式	尋三男
九三、開会式	尋三男
九四、開会式	尋三男
九五、開会式	尋三男
九六、開会式	尋三男
九七、開会式	尋三男
九八、開会式	尋三男
九九、開会式	尋三男
一〇〇、開会式	尋三男

資料2 松本市立各学校「秋季大運動会の要項」1920年度

これに対して、資料3に示したのは、池袋児童の村小学校の運動会プログラムである。



資料3 池袋児童の村小学校「児童の村運動会プログラム」1934年10月28日

これを見ると、公立学校にみられたように種目が明白に男女を推論させるようなものではない。また、参加形態も男女で区別されているわけではない。また、池袋児童の村小学校では、運動会をはじめ様々な教科外の活動を子どもたちが主体となって作りあげていた。このプログラムの下の段にはそれぞれの種目の担当者が記載されている。しかし、ここでは、種目によって性別による役割分担を見ることはできない。

## II 保護者たちの活動内容と実質的な参加者

ここでは、保護者たちが、どのように学校、教科外の活動に関わったのかについて見たい。池袋児童の村小学校の保護者の会に関する全体動向はすでに田嶋一が明らかにしている。保護者の会には「緑会」と「母の会」があり、父母ともに学校へと関わる組織が存在していた。学校は、設立当初から親たちに積極的に教育実践を公開すること、学校から家庭に向けて『村だより』を出すこと、「父兄自治」機関としての「緑会」を作ることを提案し、家庭と学校の関わりを求めようとしていた。「緑会」が1925年に設立し、その後、1926年には「母の会」が作られた。「母の会」は、母親たちの交流と学習の場となり、後には一般にも公開されるようになった。さらに、この「母の会」は学校との「協議」を行う機関として活動し、後期になると、自律性の高い教育集団となっていった<sup>8)</sup>。本稿では、『村だより』<sup>9)</sup>および機関誌『教育の世紀』、子どもたちによる新聞、作文を用いて、「緑会」そして「母の会」についての実際の活動内容を父と母の活動の質という視点から考察してみたい<sup>10)</sup>。

### 1. 「緑会」の設立と活動内容

池袋児童の村小学校は「児童の村プラン」という学校経営の計画を設立当初に発表した。ここでは「父兄自治」として、親に学校への協力を求めている。プランには、児童の村小学校の教育は「生活の過半を左右せる父兄の協力なくしては、とても十分なることはできぬ」とし、「学校の教育」、「学校の経営」について活動母体である教育の世紀社と教師と父兄との三角同盟による協力によって、共にその子の教育に対して責任をもつとしている<sup>11)</sup>。さらに、保護者の担う責任において最も主要なものが「経済的方面」、つまり「経済上の自治」であり、それを保護者の会（「父兄会」）に望むとし、「（教育の）世紀社は教師にきいて予算案を編成し父兄会はそれを調査討議するものである」と述べている<sup>12)</sup>。以下、実際、この会の設立にあたって如何なる人々が関わったのかを見てみよう。

1925年の『村だより』の「父兄会」の項には保護者の会の設立にあたって、協議がなされたことが記されている。

「三月一日に父兄会が開かれた。設立者の自治、父兄の自治、訓導の自治によって教育の仕事の上に三身一体の自治的協力を示現したいのが、児童の村精神であった。今度の父兄会は緑会（うちの父兄会の名称）の誕生のための会合であった<sup>13)</sup>。」

『村だより』によれば<sup>14)</sup>、「父兄自治」機関としての「緑会」は、1925年に3月1日、「緑会」設立のための会合が開かれた。そして、前年の「父兄会」で互選された6名の創立委員の手で規約の原案が呈された。ここでは、創立委員の一人（N老人）が原案について説明し、それに対して、他の父兄が理解ある態度を示しながら、希望を述べ（T氏）、批判し、審議すべき条項が提案され、他の参加者（A氏）が意見を述べるという形で、保護者が自ら主体的に会の設立のために意見をかわしていたという。この時の女性の参加状況については、「N老人は元気な声で、しきりと婦人の方の意見を希望してられる」とあり、更に、「婦人の中からも意見を述べられる方もあって話はだんだんと進んだ」とある。このようにこの会の発足時には女性たちも意見を述べていたことが窺える。

野村は保護者が集まり、設立についての議論が積極的な形でなされている状況について「皆が協力して生き抜こうとするところに生の感激はあるのだと思う。私はそんなことを思い耽っていた」、「老人も若夫婦も子供もそろって語る家庭の夕飯時を思わせるような雰囲気の中に何時までも耳を傾けていた」としている<sup>15)</sup>。学校への参加者には、父親だけではなく、老人も母も子どもに関わる者すべて望ましいと野村は捉えていた。

作成された会則は資料4のようなものであった。評議員は16名で、保護者からは9名が互選されるようになっており、総会では、教育ならびに経営上の重要事項を協議するとある。

<p>第一条 本会は池袋児童の村小学校緑会と称する。</p> <p>第二条 本会は池袋児童の村小学校創立者、同校教師、及び同校児童の保護者を以て組織する。</p> <p>第三条 本会は教育の世紀社教育精神に從ひ池袋児童の村小学校の維持經營の任に當るを以て目的とする。</p> <p>第四条 本会に評議員十六名をおき、その任期を一ヶ年とし左の方法により選出する。但し再選するも差支えない。</p> <p>一、創立者 四名 二、教師中より三名互選 三、保護者中より九名互選</p> <p>第五条 本会は毎学期一回總會を開く。總會に於ては教育並に經營上の重要事項を協議する。</p> <p>第六条 評議員会には常任理事一名監事二名をおき、常任理事は創立者中よりこれに任じ、監事は評議員の互選による。</p> <p>第七条 本会の事務所を池袋児童の村小学校におく。</p> <p>第八条 本会の経費として保護者一人に付毎月金五拾銭を負擔する事とする。</p>	<p>▲池袋児童の村小学校緑会々則</p> <p>(註) 会則は原文のママ記す</p>
---	---

資料4 『私立池袋児童の村小学校要覧』  
(1925年再版) 7頁より

2. 「母の会」の設立と活動内容

田嶋が明らかにしているように、1926年に学校の働きかけで「母の会」が作られた。これは当初「修養本位の会」とされ、音楽会を開催したり、「家庭常備薬」についての勉強会など、子どもを通わせる母親たちの交流と学習の場という性格を持っていたが、やがて一般の母親に対しても教育方針を知ってもらい、家庭教育上に役立ててもらおうような教育啓蒙活動をおこなうようになっていったとされる。また、同時にこの「母の会」は教育内容をめぐる学校との協議機関の役割をも与えられるようになり、子どもたちの教育に家庭の側から参加協力していく機関としての性格を強めていったという<sup>16)</sup>。本稿ではさらに、野村芳兵衛の著作および『村だより』、子どもたちの作文等から活動内容の具体相を明らかにしてみたい。

野村は著作『生活教育と学習統制』において児童の村小学校の「母の会」の活動を次のように示している。

- ・ 消費組合経営—子供たちの学用品
- ・ 子供たちへの昼食の支給（今のところ夏の学校だけで実行）

- ・ 毎月一回学習状況の参観
- ・ 新聞社・展覧会・撮影所など現代文化機関の見学
- ・ 家庭教育座談会、名著紹介、輪読会
- ・ 母と子供の会（例えば学用品展覧会、児童作品展覧会、母と子供の劇の会、園遊会、五月節句、雛祭）
- ・ 講習会、実習会（手芸、割烹など）、講習会
- ・ パンフレットの発行
- ・ 母の会ドラマリーグ

これらに見られる「母の会」の活動内容は、先の「緑会」の活動内容と対照的で、極めて具体的な教科外活動への参加、学校への参加であるといえる。野村によれば、会員は池袋児童の村小学校の児童及び卒業生の母であり、職員を相談役とするものであり、毎月10日を例会として、4月と9月に總會を開くとなっている。そして必要に応じて臨時会を開き、上のような活動がなされていくというものであるとしている。会員の選出については、「会員の中から幹事4名を互選し、任期は1ヶ年で、半期ごとに半分ずつ改選する」とあり、母達の自治活動が組織化されるようになってきているのがわかる<sup>17)</sup>。さらに、「母の会」の実際の活動を学校の校報『村だより』からみると、その活動は大きく4つにまとめることができる。第一は行事への参加、第二は寄付・修繕活動、第三は学習活動、第四は、『村だより』への参加である。以下、それぞれを見ていこう。

① 行事

「母の会」の活動としてまず挙げられるのが行事である。1933年の『村だより』第51号の「母の会より」では次のように書かれている。

— 九月十八日 —

新しく児童の村に見えられた村松先生の歓迎会をやりました。この日は、とても大勢の方がいらっしやいました。

— 十月四日 —

城西の講堂を借りてお月見の会を開きました。集まったもの五十五名、青白い月光を浴びて、愉快に過しました。

— 十一月九日 —

村山貯水池の遠足は雨に降られたけれどみんな元気

に、秋雨<sup>マテ</sup>けふる池之端の紅葉や・鴨のとび立つ景色を眺めながら、子供たちといっしょに一日楽しく遊びました

—十二月□日—（一字読めず）

鷺尾先生がご病気なので入院されましたから、母の会では野村さん、竹中さんが代表でお見舞いになりました。

—十二月十一日—

児童の村小学校で「家庭教育の話」があります。

この他の記事として「母と子供のクリスマス」という項目には、

▽子供もお母さんも集まって来い▽うちの子供も隣の子供も集まって来い

▽うちのお母さん隣の母さんも集まって来い▽ご馳走を食べて劇をやって□んだ。（一字読めず）とある<sup>18）</sup>。

また、「母と子供の会」というものもあり、ここでは、演劇活動を通して子ども、母親・教師の交流がなされた。劇について、生徒の一人であった本間有紀子は当時の状況について、「劇もよくやった。それは生徒だけではなく、生徒は生徒、先生は先生、お母さんたちはお母さんたちでそれぞれやったのだ」、「須藤出穂ちゃんのお母さんなど出て、トラの出てくる劇だった」と語っており<sup>19）</sup>、母達が劇に出演していることがわかる。

さらに「母の会ドラマリーグ」というのがあった。これに関しては、1934年7月の『村だより』55号「お母様と子ども達の有志で、東京童話劇協会の『にんじん』を見に行った」とある<sup>20）</sup>。また、6月22日の「母の会」では、子ども達の誕生祝を毎月第一火曜の「内集」に「母の会」主催でやることになるとあり、また、歓迎会やお月見の会などを開催したり、遠足に共に出かけたりしている<sup>21）</sup>。母たちは学校行事を企画したり、教科外の教育活動に参加し、学校の教育課程に積極的に入り込んでいることが窺える。直接に子どもに接触し、関わっていたことは、先の「緑会」とは対照的である<sup>22）</sup>。

## ② 修繕・寄付

「母の会」の活動には学校行事への参加以外に、学校の設備についての修繕や物品の寄付活動というものもあった。例えば、「お母様方へー希望と御礼」（『村だより』51号）では次のように書かれている。

御礼

この春以来お母さま方から随分お骨を願っております。僕達はそれをとてもありがたいことに思っているながら、つい皆様にお知らせしなさいでしたが、今度我々の教育的所信によってこれを公開することにいたします。

講堂・応接室の改造と玄関の新設、子ども達の通用門、子供の傘<sup>23）</sup>、布団、美しい植木、この冬を越すための炭、子ども達へお菓子や果物（中略）お母様方のご努力にありがたくお礼申しあげる（後略）<sup>24）</sup>

このように、子どもたちの生活の場所を母達が修繕し、また物品についても援助していたことがわかる。

## ③ 学習活動

さらに「母の会」は学習活動としてお母様学校を催していた。「お母様学校」については、「新しくお母様学校が計画されました。第一回を七月十八日に午後一時から開いて、研究することになっています。第一回は「夏休みとおさらいのさせ方」についていたします。」という記録がある。このお母様学校について子どもがどのように受け止めたのかは、子ども達が書いた新聞である『太陽の子供』に記されている。No.7 1934年7月18日には、次のように書かれている。

お母様学校の誕生　こんど学校ではお母様学校ができました。一年生の子供のお母様は一年生になって二年生のお母様は二年生になって子ども達と同じように毎月一回学校で勉強するのです。ノートを持って、沿筆を以ってお母様たちが学校にきて下さるのはとてもうれしいことです。ほんとうにお母様と先生と君達と三つ協働の児童の村小なんだと言っています。<sup>25）</sup>

ここからは、池袋児童の村小学校が求めているものが、「協働」の学校であり、母たちが参加するこ

とによってそれが達成されることを子どもたちも認識していたことが窺える。この他、『海組6年だより』1934年7月10日には、「七月の母の会の様にお母様に時々子ども達の指導の要点を知って貰う機会を作りたいと思う」とあり、母たちに子ども達の指導についての学校の要点を知らせていこうとしていることがわかる<sup>26)</sup>。

#### ④ 『村だより』への参加

資料6は『村だより』の目次であり、「母の会より」という項目が設けられている。母たちは「母の会」の活動内容を『村だより』に執筆した。また、1934年12月の『村だより』51号の編集後記には、『村だより』では、同誌について「これは家庭と学校とをつなぐ唯一の機関紙です。お気づきの点がありましたらご慮なく御通信くださいませ」とあり、家庭と学校とをつなぐ媒体であったことがわかる。



資料5 児童の村小学校発行児童の村小学校『村だより』1934年7月第55号

資料6 児童の村小学校『村だより』1934年12月第51号

主体的開催・参加というタイプである。第一のタイプは池袋児童の村小学校の校長野口援太郎ら自由教育派が求めたもの、あるいは、学校内の「母の会」ではないが、両親再教育協会等の「母の会」に見られるものである。田嶋によれば、自由教育派の「母の会」については、1932年10月に児童の村を組織母体として『母の雑誌』が刊行され、野口たちはこの雑誌を通して児童の村小学校の母達をとり込み、「子供を中心とした母の連盟」を作ろうとしたとされている。そして、1933年には実質的な編集責任が鷲尾知治となって、自由教育系の家庭向け母親雑誌としての性格が明確となっていった<sup>27)</sup>。この自由教育派の動きは、1920年代後半の上村哲弥による「日本両親再教育協会」（1928年8月創設）の機関誌『いとし児』の方向性と同一のものを認めることができる<sup>28)</sup>。

第二のタイプは本稿では詳述しないが、講演や読書を活動内容とするものではなく、山田清人らに見られるような、母たちが地域社会の「少年指導者」となり、「話や読み物ではえられない協力生活の知識と技術を修練する」ことを目的とするようなタイプであるといえる<sup>29)</sup>。

これまで見てきた野村たちを中心とする生活教育派の活動内容は、これら、二つのタイプとは異なる第三のタイプといえることができる。野村らの「母の会」において特徴的なのは、教科外の活動を自立的主体的に開催し、子ども達に直接関わり、共に遠足に行き、劇に参加したという、教育課程に入り込んで子ども達とともに接触していった点である。また、学校対個々の家庭、母との個人的な関係ではなく、母同士が「協働」しながら、学校と関わっていった。母達と学校、そして母達相互の関係が結びついた活動であったと言える。

### III 池袋児童の村小学校の保護者の活動の性格

#### 1. 「母の会」の活動内容の特徴

この時期の「母の会」は、活動内容によっていくつかのタイプに分かれる。第一のタイプは、1920年代後半以降、新たな生活様式と文化をもった新中間層を読者対象・講演の対象として核家族と個別的に結びつこうとし、育児文化を伝達しようとするタイプであり、第二は読書や講演ではなく、地域社会の「少年指導者」として活動を求めるタイプ、そして第三は、学校の教育課程、教科外の活動での自立的

#### 2. 学校と家庭の関係

家庭と学校との関係は、1900年前後において一般の公立学校に影響を与えたとみられるいわゆる訓練理論書で論じられている。例えば佐々木吉三郎は家庭を「不規律」な傾向にあり、「教育的の思想に乏しい」としている。そしてそれに対して学校は「公共の規律に服して、一挙一動之を規律して行く」ところであり、教育上の見識を持っているとする<sup>30)</sup>。家庭と学校の関係については連絡をして相互に話し合う必要があり、「家庭が学校に励まされ、学校が

家庭に励まされ、両方で教育上により多くの趣味(興味)を持つ様になる」としている。しかし、学校と家庭での教育方針が「矛盾した教育をしては、到底躰けの出来る者ではありませぬ」として、「学校が斯うせよと命じたことに向かつて、家庭が宜い程にあしらうたり、甚しきは、学校に向かつて、戯れにも嘲弄的の語を發したりする様なことは、最も慎まなければならぬことであります」と述べている<sup>31)</sup>。つまり、基本的には、学校と家庭との関係は家庭が学校の方針に従属していくことを求めていたといえる。更に「特に訓練のために挙げ行ふべき方法」として、運動会や学芸会、入学式など学校の行事に父母が来るようにして、「父兄に能く学校の事情を話し、将来学校に対しては如何なる態度を執るべきであるかと云ふことを、深く父兄に感じさせる様に仕向けなければなりませぬ」とする<sup>32)</sup>。教科外の活動は学校にとって家庭を教化する場でもあった<sup>33)</sup>。

一方、池袋児童の村小学校での『村だより』の「お母様方へー希望と御礼」からは、児童の村小学校の「母の会」と学校との関係を見ることができる。ここでは、母が、児童の村の教育に関心を持ち、批評を持ち、希望を持つことを期待し、さらに、「如何に峻烈な批評であっても、その意見が学校を愛するに出たる批評であるならば、我々はその批判を正面から受けて行く勇気をもつ者である」と述べており、家庭が学校へと意見や批評を行うことを求めている。1934年3月『村だより』No.53においても、学校が保護者に対して、自分達が各自いろいろな欠点をもっているがそれを補って、各自の天分を生かして教育に尽したいという熱意を忘れたことはないとし、協力を求めている。そして忠告もし、子どもと両親と職員の三つの「協働学校」として児童の村の教育を達成したい決意があるとしている<sup>34)</sup>。また、池袋児童の村小学校『村だより』55号1934年の牧沢伊平による「三年生の学習報告」においても「学校と家庭」という項目で、「子どもは学校と家庭の二所で、違った観念で指導されては、いけないと思います。学校学級に何かいい問題のある時は、公平に正当にいつでも相談に来ていただいたと存じます。又一寸した紙片でもいいから通信して下さい」とある。

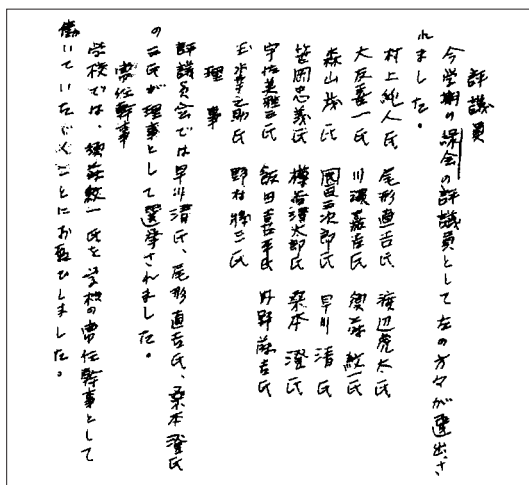
実際に保護者たちが学校に積極的に意見を述べていることは、「母の会」と職員との座談会から窺う

ことができる。座談会では、野村が指導法や夏休みの課題に関する意見を母親たちに求めたのに対して、母親の一人は、課題は出した方が良く、子どもが休んでいても、いつも学校とつながりをもたせることで子どもに緊張感を保持させることができると意見をしている<sup>35)</sup>。

### 3. 保護者の会の実質的な参加者

「緑会」の目的は「教育の世紀社の教育精神に従い池袋児童の村小学校の維持経営の任に当たる」経済的側面にかかわることであり、毎学期一回の総会に於いて「教育並に経営上の重要事項を協議」し、児童の村の維持、経営の主要な問題を協議することであった。「緑会」の設立時には協議において、父親だけではなく、母親たちも参加していたことをすでに示した。しかしながら、実質的な決定者である評議委員は男たちであった。

それは、つぎのことからわかる。池袋児童の村小学校の『村だより』55号 1934年には「緑会」の評議員についての記事がある。資料7は、「緑会」の評議員が選出されたことを報告したものであるが、ここでは、評議員には凡て男たちが選出されている<sup>36)</sup>。



資料7 池袋児童の村小学校『村だより』55号 1934年より

それに対して、「母の会」は具体的な子どもとの接触、それに関わる問題を話し合う活動を行っていた。先にみた「母の会」の会員と職員との座談会も参加者は、須藤朋子と松田解子、野村ますよら、母

たちであり、それらが、児童の村の職員と校医、教師たちと具体的な教育方法などについて意見交換をおこなっていた<sup>37)</sup>。

#### 4. 池袋児童の村小学校の実践の思想的背景

##### －「協働体」構想における男女－

本稿では、池袋児童の村小学校の教科外の男女の活動が当時の公立小学校で見られたように、性別によって区別された内容ではなかったこと、そして、保護者たちは「緑会」・「母の会」として男女共に学校に関わっていたことをみてきた。本節では池袋児童の村小学校の実践の思想的背景をなす野村芳兵衛の「協働体」および教育についての思想を考察し、これまで見てきた実践の意味を検討してみたい。

野村は、「協働体」の創出のためには女子が経済的自立を自覚することの必要性、男女ともに労働をおこなうこと、そして、その機会をつくる必要があるとした<sup>38)</sup>。また、そのためには学習作業をできる限り男女共学とし、男女ともに協働作業に参加させることを主張した<sup>39)</sup>。男子に対しては、男性に家庭を含む生活の「雑務」を行わせる必要をとき、「手工、家事、裁縫は一切一緒にして美術科」として男子にも裁縫を学ばせようとした<sup>40)</sup>。このことは、著作『新教育に於ける学級経営』の、「裁縫学習上の諸問題」にもみられる<sup>41)</sup>。

野村は、当時の社会に見られる新たな新中間層の生き方としての性別役割分業に疑問をもっていた。男が経済的活動をして女が家庭を守るとするのは、男女各々がそもそもそれを行う本質的な性質を持っているのではなく、現在の環境がそうさせているのであるとする。そして、これは男にとっても女にとっても生きることを疎外しており、「協働体」の社会を創出する妨げとなる。野村は、環境が作り上げた固定的な男女の役割に関わらず、「協働」して「協働体」の創出、社会の創出をしていくことが必要であると考えていた。

したがって、子育てにおいても、先行研究がすでに明らかにしているように、野村は女ばかりではなく男にとっても、男自身が子育てという「雑務」に関わることで、子どもに対する愛という親子の関係を自分の生き方の中に取り戻すことが出来ると考えていた。野村は子育てについて、当時の母性愛論にみられるような性別役割分担によるのではなく、養育は両親がおこなうべきであり、それを妻に一切押

し付けているのは、別の見方をすれば、妻に子どもを奪われているとも考えることも出来るとしている。子どもを育てることの中心は本当に負ぶったり、抱いたりする行為の中にあり、そこに、本能的な意味があり、子どもに対する「雑務」は夫も妻も同様に分担すべきであるというのが野村の考えであった<sup>42)</sup>。

池袋児童の村小学校の活動母体である教育の世紀社の機関誌『教育の世紀』には「月例夜話会」というメンバーたちの議論が掲載されている。そこでは、「子女の養育」は女が担当するという議論に対して、野村は男女両方であると主張している。また、奥むめおが、養育を「手足を動かしてすること」、いわゆる「雑務」と「精神的な部分」とに分割し、「精神的な部分」は男でもかなり出来るだろうと述べているのに対して、野村は、これを否定し、「子供を育てるといふこと何と云っても、本当に負ぶったり抱いたりすることで、そこに本能的な意味がある」、「男はどこをやる、女はどの部分をやる」ということは反対で「僕はやっぱり手足を動かさず様な事に於ても夫も妻と同様に、なるべく子供に関わりをもつことが、親の情である」と述べている<sup>43)</sup>。

さらに野村は『新教育に於ける学級経営』において、父性と母性について次のように述べている。「人間には男にでも、女にでも、父性と母性の二つの愛の表はれがあると思ふ。自然のやうにじっと手を休めて、子供の生活を静観するのは父性である。私はその父性の発動が、子供のよき成長にとって深い意味を持つことを信ずる者である。そして今度は子供を抱きかゝへ、子供の着物を繕い、下駄の鼻緒をたて、小便をやってやるような態度に出る愛を私は母性だと思っている。母性愛が子供の成長に大切なことは言うまでもない」と述べている<sup>44)</sup>。

野村は以上のように養育における男女の関わり方、父性・母性について捉えていたが、池袋児童の村小での実際はこれまで考察したように、経済的・経営的な判断を担う「緑会」は男たちが、そして様々な子どもへの直接的な関わり、「雑務」「母の会」が担うというものであった。野村は「緑会」の設立の際に、母たちが参加していることを評価していた。しかし、それ以外、野村が保護者会における男女の関わり方について性別役割分業との関連で学校の現状に対して意見を述べることはなく、池袋児童の村小学校の実践という現実場面において、男女の関わり



方における問題性を自覚することはなかった。

## おわりに

男女共同参画社会基本法は「21世紀の我が国を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進」<sup>45)</sup>を進めるために幾つかの課題を含みつつも制定された。それにともなって、今日、教育の内容・方法についても様々な問い直しが始められている。そこには、教育内容・教育方法をジェンダーの視点から問い直すことが、社会を作り変えていく作業であるという認識がある。そして、近年、教科外の活動や学校への保護者の参加のあり方もこの視点から問われてくるようになってきている。時代は異なるが、野村を中心とする池袋児童の村小学校の実践も、「協働体」の形成という新たな社会の形成という志向性の下になされていった。野村は理論的には、父性と母性といった性質が男の中にも女の中にも両方あり、社会の形成の上で、「経済的な活動」と「雑務」的な生活の直接的な子どもへの関わりなど、あるいは「精神的な部分」と「負ぶったり、抱いたりする」といった活動の両方を男女ともに引き受けることが自己の生き方を問い直すことであり、新たな社会を形成するためにも必要であるとした。野村は当時、新たに新中間層において広がりつつあった性別役割分業観へと疑問を投げかけたといえる。

野村の父親の子どもへの直接的な関わりが父親自身にとっても重要であることの指摘は、近年、男たちもまた差別されているといった議論、あるいは、いわゆる「男のジェンダー問題」といったもの、具体的には1995年に行われた、「男性北欧会議」での、男たちの生き方、男たちの子どもへの関わりを見直しに通じる発想である<sup>46)</sup>。しかしながら、その意義を認めつつ、二つの点で野村と池袋児童の村小学校の実践には限界があるように思われる。

第一は、現実の彼がおこなった池袋児童の村小学校の学校経営、実践において、「経済的なもの」、「精神的なもの」には父親たちが、直接子どもにかかわる活動については母親たちといった役割が分業され、野村はそれについての批判的視点をもち得なかったという点である。両性が共に学校での活動において子どもへの直接的な関わりをもつようになっ

たのは、かつて野村と共に池袋児童の村小学校の教師であった平田のぶによる都市勤労者家族たちの「子どもの村」においてである<sup>47)</sup>。平田は父様学校・母様学校として共に子どもへの直接的な関わりをもつ活動を組織した。野村の発想の相違点、階層と地域、就学前・後、それらの人々の教育課題を含めて、今後、考察をしていく必要がある。

第二に時代的制約はあるが、野村の議論が親の子どもへの関わり方を父性と母性という二分法にあくまでも立って議論している点である。この二分法的発想は、それ以外の子どもへの関わり方、二分法的発想によって不可視にしてきた多様な個々の人間の生き方、働き方、社会への関わりを問うことを困難にさせる。今日、この男と女という二分法的な知の枠組みそのものが問い直しを迫られている。しかしながら、今日、教育においてジェンダーの視点の必要性を説く実践や議論の中においてさえ二分法的発想は一部に根強く存在している。この二分法的な発想から出発する限り、その先に、「父性の復権」という視点から、近年の父親の育児参加について、父親はただ、母親と同じような関わり方をすればよいのか、もっとあるべき父親としての関わり方があるのではないか、そもそも父性とは何か、本来のあるべき父性とはという問いが展開される。確かに、歴史的に父親がどのように子どもに関わったのか、父性とはを問うことは極めて重要な作業である。しかしながら、あるべき父性と母性が本来的に存在することを前提とすること、また、その暗黙の前提に気付かない実践や議論には限界がある。父性と母性の歴史的な考察の先に見えてきた働き方、子への関わりというものが、今日、なお、我々にとって不可欠なものと考えられる場合、それは、もはや父性や母性の復権や、どうしても残る「男のジェンダー」・「女のジェンダー」として語られるのではなく、人間にとって不可欠なものとして新たに定義されていく必要があるだろう。

## 註

- 1) 例えば、民間教育史料研究会『教育の世紀社の総合的研究』1984年 一光社、拙稿「野村芳兵衛の「訓練」と教科外の活動の実際－教育課程づくりへの子ども参加と相互評価－」東京大学大学院教育学研究科教育学研究室紀要第28号2002年。
- 2) 天野正輝「第三次小学校令期の教授・訓練と教育評価」京都大学教育学部紀要36巻1990年。
- 3) 玉井一美の「昭和戦前・戦中期の『母の会』の実践－PTA発足前における親の教育参加－」御茶ノ水女子大学『人間発達研究』1999年。
- 4) 拙稿「野村芳兵衛の「訓練」と教科外の活動の実際－教育課程づくりへの子ども参加と相互評価－」東京大学大学院教育学研究科教育学研究室紀要第28号2002年。
- 5) 長野県松本市小学校 開智部 「第三回唱歌会の次第」1920年度（重要文化財旧開智学校資料集刊行会 佐藤秀夫監修『史料開智学校』第19巻 学校生活と地域 1997年）459頁。
- 6) 松本市立各学校「秋季大運動会の要項」1920年度 同上書185-186頁。
- 7) 山本信良・今野敏彦『大正・昭和教育の天皇制イデオロギーⅡ 学校行事の軍事的・擬似自治的性格』新泉社 291-292頁及び297-300頁にある運動会プログラムにおいても同様の特徴を確認することができる。
- 8) 田嶋一「池袋児童の村小学校」（中内敏夫・田嶋一・橋本紀子 民間教育史料研究会『教育の世紀社の総合的研究』）一光社 1984年 279-285頁。
- 9) ここで分析する資料は主として児童の村小学校の校報である『村だより』を用いる。この『村だより』は野村の『生活学校と学習統制』には校報についての説明によると月一回出して、家庭に送っているものである。
- 10) なお、『村だより』にはこの謄写版刷りの『村だより』の他に『教育の世紀』にも『村だより』が掲載されている。ここでの分析ではこの後者についても分析の対象とする。
- 11) 教育の世紀社『私立池袋児童の村小学校要覧』発行所クオリ1914年8月（1915年7月再版）（1985年翻刻）13-14頁。
- 12) 教育の世紀社 前掲書『私立池袋児童の村小学校要覧』13-14頁。
- 13) 『教育の世紀』第3巻4号の『村だより』1925年。
- 14) 『教育の世紀』第3巻4号の1925年「村だより」の「父兄会」の項 108頁。
- 15) 『教育の世紀』第3巻4号の1925年「村だより」の「父兄会」の項 108頁。
- 16) 田嶋一「池袋児童の村小学校」（中内敏夫・田嶋一・橋本紀子 民間教育史料研究会『教育の世紀社の総合的研究』）一光社 1984年 279-280頁。
- 17) 野村芳兵衛 前掲書『生活学校と学習統制』214頁。
- 18) 児童の村小学校 『村だより』第51号 1933年（月不明）「母の会より」（謄写刷り版）。
- 19) 本間有紀子「一つしかない学校」中野光・高野源治・川口幸宏『児童の村小学校』黎明書房 1980年 146-147頁。
- 20) 児童の村小学校『村だより』55号 1934年の7月（謄写刷り版）。
- 21) この他、対外向けの教育啓蒙活動として、一般公開の教育講座、家庭教育研究会などがある（田嶋一 前掲書 281頁）。
- 22) 児童の村小学校『村だより』55号 1934年の7月（謄写版刷り）。
- 23) 1934年3月の村だよりでの「昭和八年度教育報告」では「お母様方のご努力で講堂修理・応接室修理・子供の門新築・玄関・傘・ストーブ設備等のことをやっていただきました」とある。
- 24) 児童の村小学校「お母様方へー希望と御礼」『村だより』51号（謄写版刷り）。
- 25) 『太陽の子供』No.7 1934年7月18日（謄写版刷り）。
- 26) 児童の村小学校『海組6年だより』1934年7月10日（謄写版刷り）。
- 27) なお、土井竹治によれば、「父兄会」は池袋児童の村小学校では1929年に上の「緑会」とは別に「児童の村小学校後援会」が熱心な父兄によって組織されたとなっている。この会は「児童の村小学校を精神的に援助するを以て目的とす」、「本会は児童の村小学校教育精神の普及宣伝に努むるものとす」というものであるがこの会がどの程度実質的に機能したかは不明である。田嶋一「池袋児童の村小学校」前掲書 281-285頁。
- 28) この点に関わる、両親再教育協会の活動については金子省子「日本両親再教育協会について」愛媛大学教育学部紀要 教育科学 第38巻 第2号 1992年、小林恵子「両親再教育運動と上村哲弥」国立音楽大学『研究紀要』第27集 1993年、村田恵子「雑誌『いとし児』における「読者」像の分析」中国四国教育学会『教育学研究紀要』第41巻 第1部 1995年で検討されている。
- 29) 『教育科学の誕生』第四章一節の二 小林千枝子「山

- 田清人の「教育協同体」創出の試みー母の会の実践ー  
大月書店 1997年 243頁。
- 30) 佐々木吉三郎『訓練法撮要』 同文館 1903年(1939年6版) 334-338頁。
- 31) 佐々木吉三郎 同上書 343-344頁。
- 32) 佐々木吉三郎 同上書 358-361頁。
- 33) 山本・今野の研究においても、学校行事が時の権力イデオログによって学校を通して子どものみでなくその父母をも「教化」することに利用されたこと、「父兄」を学校に参集させて当局の意向の徹底を図ったという指摘がなされている(山本信良・今野敏彦『大正・昭和教育の天皇制イデオロギーⅡ 学校行事の軍事的・擬似自治的性格』新泉社 1986年 197頁)。
- 34) 児童の村小学校『村だより』No.53 1934年3月(謄写版刷り)。
- 35) 児童の村小学校生活教育研究会『生活学校』1935年7月号 30-32頁。
- 36) 児童の村小学校『村だより』55号 1934年7月(謄写版刷り)。
- 37) 児童の村小学校生活教育研究会『生活学校』1935年7月号 30-32頁。
- 38) 野村芳兵衛 同上書 239頁。
- 39) 野村芳兵衛 同上書 239-249頁。
- 40) 野村芳兵衛 同上書 324頁。なお、この他、男女の関係性をつくりあげるために、野村芳兵衛は性教育を重視している。彼はそれについて(イ)性に対する古い観念(ロ)性教育と生理、(ハ)性教育と社会(ニ)自由恋愛についてからなっている。ここで注目すべきは、野村がこれらを「協働体」の創出のための具体的な方法という視点から述べている点である。また、「性教育と社会」では「人間は男女の協働によって社会を組織しているのだから、何時でも男女の協働の必要を知らせて行かねばならぬ。そればかりではない。子供達の学校生活に於ても、できるだけ男女の共学的部分面を多くし、男児女児の協働作業を奨励せねばならぬ」とし、アメリカンスクールは「実に男女共学的によく訓練されていた」と述べている(野村芳兵衛 前掲書『生活訓練と道徳教育』241-242頁)。
- 41) 野村芳兵衛 『新教育に於ける学級経営』 1926年(『野村芳兵衛著作集2』黎明書房 1973年) 324頁。
- 42) 野村芳兵衛の男女観、子育て観については橋本紀子「女性の自立と子育て」『保育幼児体系 第5巻 10』労働旬報社 1987年 255頁。沢山美果子『『母性』『父性』を問うー子産み・子育てにおける男と女(『性と性というつくりごと』到草書房 1992年。橋本紀子の研究においては、野村がサラリーマンと専業主婦という当時の分極化した新中間層の生き方に対して、男女両方が養育にかかわるべきであるという新たな家庭像・父親像を提起していたことを示している。また、沢山美果子は橋本紀子の明らかにした野村の新たな父親像についてはそこには家父長的な父親像ではなく、民衆的世界での父親像のモデルがありそれを近代に継承しようとしたと捉えている。
- 43) 教育の世紀社「男子の務と女子の務」(『教育の世紀』4巻11号 1926年) 30頁。
- 44) 野村芳兵衛『新教育に於ける学級経営』1926年(『野村芳兵衛著作集2』黎明書房1973年) 226頁。
- 45) 男女共同参画社会基本法 1999年6月
- 46) Hans Bonde: “Men and Equality :The silent gender-introduction to the ministers’ discussion” *Towards New Masculinities – report from a Nordic conference on men and gender equality Nordic Council of Ministers*, 1995. (「沈黙してきたジェンダー側が声をあげるべきである」『新しい男性像を求めてー男性の視点からみた両性の平等に関する北欧会議報告』女子栄養大学栄養学部教育学研究室1999年)。
- 47) 橋本紀子 「子どもの村」(前掲書『教育の世紀社の総合的研究』第3章4節を参照。

